

札幌市子どもの権利委員会

第11回委員会

会 議 録

日 時 : 平成23年2月23日(水) 16時30分開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎18階 第1常任委員会会議室

1. 開 会

○委員長 ただいま定刻となりましたので、第11回目の子どもの権利委員会を開催いたします。

まず、事務局の方から何か連絡事項がありましたらお願いいたします。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 本日のご出席の関係でございますけれども、小栗委員、後藤委員、船木委員、山本委員は、所用がございまして、ご欠席ということでご連絡をいただいております。また、副委員長は少しおくれていらっしゃるということで連絡を受けております。秦委員は、間もなくいらっしゃるかと思います。

また、本日の資料でございますが、資料3といたしまして、子どもの権利に関する推進計画（素案）に対する市民意見の募集結果について、それから、資料4といたしまして、市民意見を踏まえた素案の修正案、資料5といたしまして、札幌市子どもの権利委員会の今後の活動についてをお渡ししております。

また、委員の皆様におかれましては、参考としまして、資料4の修正案を当初の素案に反映させたものをお手元にお渡ししておりますので、ご確認いただければと思います。

なお、資料4につきましては、委員の皆様事前に送付しておりました資料から文言修正等の変更がございましたので、お手元にあるものに差しかえをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまのお話によりますと、この委員会は既に定足数に達しておりますので、これより、第11回目の委員会を進めていきたいと思っております。

2. 議 事

○委員長 本日の議題でありますけれども、ご案内のとおり、第1に札幌市子どもの権利に関する推進計画（素案）に対する市民意見募集結果の報告についてであります。また、第2番目といたしましては、札幌市子どもの権利委員会の今後の活動についてであります。

以上の2点となっております。

なお、本日の終了時刻は18時を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、順次、審議を行っていききたいと思います。

まず最初に、議題（1）の札幌市子どもの権利に関する推進計画（素案）に対する市民意見募集結果の報告についてであります。

先月、1月26日まででありますけれども、札幌市が行ってございました意見募集につきまして、札幌市の方で概要を取りまとめております。まずは、札幌市の方から報告を受けまして、その後、委員の皆さんからご質問等があれば出していただくことにしたいと思います。

それでは、事務局の方から説明をよろしくお願ひします。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 本日は子どもの権利推進課長が所用で不在にしておりますので、私の方でご説明させていただきます。

それでは、資料3に基づきまして概要をご説明させていただきます。

この資料でございますけれども、1ページ目には募集結果の件数等の集計、そして、2ページ目から13ページ目までが大人の意見の概要、14ページ以降に子どもの意見の概要をまとめたものとなっております。

そこで、1ページ目をごらんいただきますと、まず、1の（1）でございますように、パブリックコメント、市民意見の募集期間が平成22年12月17日から1月26日までということで、41日間実施してございます。この間、区役所、まちづくりセンター、児童会館など市内の各公共施設で資料を配付いたしました。そのほか、例えば市内の児童福祉施設、あるいは小・中学校、高校等に資料などを直接配付させていただいております。このうち、小学校4年生から中学校3年生までの全児童生徒に対しては、子ども向け資料を作成して配付しているところでございます。

その結果でございますけれども、（2）の意見提出者数、件数をごらんいただきますと、大人は、団体3を含みます47人、子どもが272人、合計いたしまして319人の皆さんあるいは団体の方からご意見が寄せられているということでございます。

なお、意見の件数につきましては、お一人の方から2件、3件ということで複数の項目にわたってご意見をいただいている場合がありますので、人数とは一致しておりません。大人、子どもを合わせまして延べ486件のご意見をいただいているということでございます。また、参考といたしまして、下の方になりますけれども、提出者の年齢等の内訳、あるいは提出方法の内訳等を掲載しております。

また、その下の（4）提出された意見の内訳をごらんいただきますと、章ごとにどのような項目に対して意見が寄せられたか、内訳を掲載しております。大人と子どもで資料の作り方が多少違っておりますので、必ずしもすべての項目にわたってということではないのですが、特に中身に関係する部分は第4章の基本施策というところでございまして、そこをごらんいただきますと、大人からは、基本目標2の放課後の居場所づくりや学校のいじめ対策、あるいは不登校、フリースクールといった項目、それから、基本目標1の子どもの参加の取り組みといったところの意見が比較的多くなっております。それに対しまして、子どもからは、基本目標3のアシストセンターに関すること、あるいはいじめ、虐待に関する項目になっております。次いで、基本目標2の公園なども含めた子どもの居場所あるいは活動場所、児童会館といったところに関して意見が多く寄せられている状況になっております。具体的な意見については2ページ目以降に掲載しておりますけれども、この場でのご紹介は割愛させていただきます。

続きまして、資料4をごらんいただきたいと思います。

こちらは、市民意見を踏まえた素案の修正（案）となっております、公表しております計画の素案につきましては、この権利委員会からの答申を踏まえまして、内部調整を

経て作成いたしておりますので、基本的な構成あるいは内容の大きな変更については、現在、我々の方ではないと考えておりますけれども、今回、素案に寄せられました市民意見を踏まえまして、内容をよりわかりやすくしたり、大事な点として強調したり、視点を加えたりしたこと、そして、特に児童相談所に関する事項を初め、庁内的な検討結果を踏まえて計画に反映させる必要がある点を含めて、現段階で大きく分けて5点の修正を考えているところでございます。

なお、資料の表現等でございますが、現段階のものということで、あくまで文言も含めて内部調整の途中ということでご留意いただければと思います。

この5点について、それぞれ該当する項目、関係する主な意見、修正理由、修正点を表にしてまとめておりますので、これについてご説明させていただきたいと思っております。

まず、修正点の1でありますけれども、表の該当項目の欄をごらんいただきますと、中身としては、基本目標1「子どもの意見表明・参加の促進」の基本施策2「子どもの参加の機会の充実と支援」に関してでございます。

ここについては、関係する主な意見の欄に三つほど具体的に掲載してありますように、子どもから意見表明に関して、一部の子どもだけの意見ではなく、広く意見を聞いてほしいといった趣旨の意見が寄せられているところです。この子どもからの意見にあります「できるだけ広く」ということでございますけれども、これは子どもの参加に限らず、市民参加といったときには大変重要な視点でありまして、素案の中ではそれらも含めて「参加の充実」とか「参加の促進」と表現していたところでございます。ただ、ここは当事者である子どもからのそういったことを意識して進めてほしいという声でありますので、修正後の欄で下線を引いておりますけれども、札幌市としても、多くの子どもが意見を述べたりかかわったりできるように取り組んでいくといった趣旨をここで追加したいと考えております。

続きまして、1枚めくりまして、修正点2でございます。

修正点としては、基本目標1の基本施策2、地域主体の取り組みにおける企画、運営への子どもの参加の支援と、関連する部分がもう一つありまして、基本目標2の基本施策1、子どもが安全に安心して過ごすための地域づくりという箇所に関するかと思っております。

こちらに関係する主な意見を三つ掲載しておりますけれども、関係機関との連携、あるいは地域における取り組みに関する記述について、関係団体を具体的に表示した方がいいといった意見、あるいは、地域の育成団体の活用を求める意見、それから、町内会組織等の地域社会が子どもに目を向け、対策を講じることで、虐待や体罰、非行は少なくなる、こういった意見が寄せられております。関係機関あるいは関係団体という表現につきましては、関係機関の取り組みの内容はさまざまありますので、すべてを厳密に指定するのは難しい部分ではありますけれども、今回、地域の連携や活動をより促すということで、地域全体で子どもをはぐくんでいくという趣旨からいきますと、修正内容①及び②にありますように、とりわけ、地域に関連の深い部分については具体的な関連団体の例示を行いたいと

考えております。また、修正の②につきましては、青少年育成団体の例示を具体的に行いましたので、その取り組みとして健全育成に関する取り組みということで例示として加えております。この部分につきましては、12月の委員の皆さんに対する素案の説明の中で、健全育成に関する記載がちょっと足りないのではないかというご意見も出ておりました。今回、市民からも具体的な記載などを求める意見がありましたので、そういったこともあわせまして、具体的な地域の取り組みということで修正したいと考えているところがございます。

次のページの修正点3についてでございます。

こちらは、基本目標2の基本施策1、保護者が安心して子どもと向き合うことができるための支援と、二つ目として、基本目標3、児童虐待への対応ということで、いずれも児童相談所に関することでございます。この件につきましては、児童相談所の強化あるいは地域との連携について、大人、子どもそれぞれからご意見が寄せられております。児童虐待の対応につきましては、この計画で個々具体的に一つ一つ掲載するというよりは、今、札幌市で別途作成中がございます児童相談体制強化プランというふうに呼んでおりますけれども、こちらに具体的な中身をゆだねる形になっておりますが、今回、推進計画の素案を公表いたしました後、この児童相談体制強化プランの検討も進みまして、現在、素案が作成されたところがございます。したがって、その内容を踏まえまして、特に今回、市民意見にもありました機能強化、地域との連携といった点に関しまして、このプランの案に基づきまして具体的に少し詳しく掲載したいということで、修正内容①につきましては、強化プランに基づく取り組みの推進の内容を具体的に書き加えるとともに、修正内容②につきましては、素案では、児童虐待予防地域協力員ということで地域の協力も得ながら早期発見といった取り組みを行っていくということが書いてありましたけれども、今回の強化プランの内容でもそこをより広げていくという内容になっておりますので、それを踏まえた修正を行いたいと考えております。

続きまして、修正点4についてでございます。

該当箇所につきましては、基本目標2「子どもを受け止め、育む環境づくり」で、具体的には、子どもが安心して過ごすことができる学校、施設づくりのフリースクール等民間施設との連携に関する箇所でございます。

市民の方からの関係する意見としては、フリースクールとの連携、あるいは支援などの体的な施策に関していろいろなご意見が寄せられております。フリースクールとの連携の現状といたしましては、主に教育委員会を中心として関係団体との情報交換を行っているところがございますけれども、引き続き、そういった連携を進めるとともに、不登校の子どもたちの居場所になっているという現状も踏まえまして、今後どのような連携や支援等のあり方が考えられるか、このあたりは子ども未来局が中心になって検討していくということでございます。ここにつきましては、今回の修正内容のところをごらんいただきますと大きく二つに分けております。団体との連携の部分、それから、今後のあり方の検討とい

う部分を二つに分けて記載することによって、教育委員会、あるいは子ども未来局がそれぞれ中心になって行っていくということを明確にいたしますとともに、具体的な検討の内容も少し盛り込んだところでございます。

それから、最後に、修正点の5番目、基本目標3「子どもの権利の侵害からの救済」ということで、具体的には、アシストセンターの運営に関する箇所であります。子どもアシストセンターにつきましては、昨年の実態調査におきまして、子どもに対する認知度もある程度高い数値が出ていたということでございますけれども、今回、子どもの皆さんからの意見としましては、比較的、好意的あるいは評価、期待するような意見が多かったわけです。しかし、関係する主な意見にありますように、相談してどういったことが変わるのだろうか、あるいは相談しにくいといったやや疑問符のついたご意見もありました。素案の中では、相談しやすい体制を維持し、連携協力するというところで、ある意味、淡々とした書き方になっていたわけですが、今回、子どもからそういった少し厳しい意見もありましたので、子どもにとってより身近で安心できる機関として認知されるよう、子どもの視点をそこにはっきり書いた方がよろしいのではないかとということで、今回の修正のような内容で変更したいと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、意見募集の概要とそれを踏まえた修正の方向性についての現状をご報告させていただきました。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま、資料3及び資料4に基づいて報告をしていただいたわけですが、それらの報告を踏まえまして、各委員の皆さんからの質問、あるいは感想等がありましたら、それを出していただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

ご自由に出してください。

○A委員 パブリックコメントを見ますと、やはり中身をなるべく具体化してほしいということだったと思って、そこら辺を事務局の方でも勘案していただいて、修正点についてはよりよくなったと思えます。

そこで、ちょっとお聞きしたいのですが、この市民意見の募集結果のところ、大人のところで団体3を含むと書いてありますが、この三つの団体というのはどういうところであったのか、お聞きしておきたいと思えます。

○委員長 では、事務局からお願いいたします。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） それは、具体的な団体名ということではなくて……。

○A委員 どういうところの団体が特に興味を持たれたのかということで、別に他意はないです。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 市民団体であったり、子どもにかかわるいろいろな活動をされている団体です。

○A委員 要するに、団体の代表の方が、その団体を代表して、団体の意見としてお寄せになったということですか。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） そういうことです。団体として肩書きつきで出していただいたということです。

○A委員 わかりました。ありがとうございます。

○委員長 ほかに何かありましたらどうぞ。

B委員、お願いします。

○B委員 意見を寄せていただいた数ですけれども、これは多かったと言えるのでしょうか、少なかったと言えるのでしょうか、子どもからも意見が出されていると思いますが、こういったパブリックコメントをいろいろやっているかと思うのですけれども、それと比べて市民の方からはすごく注目されていたのか、その辺が知りたいのです。お願いします。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 数が多いか、少ないか、一言ではなかなか申し上げにくい部分ではあるのですが、札幌市では、年間で10件、20件ぐらいでしょうか、例えば条例の修正、あるいは計画の作成などいろいろなところでパブリックコメントをやっております。少ないところで数件なり10件ぐらいというところもあれば、数百件というのはなかなか多くはないですが、100件単位で寄せられている部分もあります。そういう意味では、大人も子どもも含めて300人というのは数的には多いのかなという気がしております。

参考までに、子どもの権利条例についてはパブリックコメントを2回やっておりまして、1回目は大人と子どもを含めて約3,500人、2回目は修正部分がメインでありましたけれども、このときは383人ということで、子どもについては前回とほぼ同じぐらいの266人、大人が117人だったと思いますけれども、そのような状況でございました。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

C委員、どうぞ。

○C委員 修正案についてはよくまとめていただいていると思うのですが、意見ということで2点ほど発言させていただきたいと思います。

1点は、ちょうど先ほどの修正案にかかわっておりますけれども、修正点4のフリースクールなど民間施設との連携と、修正点5のアシストセンターの運営というところにつながる場所です。フリースクールの方では、下の段で、子ども未来局では、子どもが安心して過ごすことができるよう必要となる対策を進めますと書いてあり、そして、アシストセンターの運営の方では、子どもが相談しやすい体制を維持するほか、関係機関との円滑な連携協力を図りますと書いてあるので、これを具体的に実行できるようにぜひ考えていただきたいなと思います。例えば、フリースクールの情報をアシストセンターの方がよく知っていて、困っている人がアシストセンターに電話をかけて、フリースクールに行ってみたいけれども、どういうところがあるだろうかと聞いたときに、アシストセンターの方が、

ここはこういうふうな団体がやっていて、このような子どもたちが集まっているということをすぐにお答えできるような状況があるかどうかは気になっております。計画にのせることで、より具体的な情報を市民の方々が手に入れられるように、この後のことをぜひ頑張ってもらいたいというお願いが1点です。

もう一点は、資料3に子どもの皆さんから出てきた意見が載っておりますが、15ページの上から3段目の一番下に、「『自分の責任で自由に遊ぶ』とあるが、もし子どもが誰かにケガなどをさせてしまったときに、その子どもが責任をとるとしたら、その考えは違うと思う。」という子どもの意見が来ています。これは、何を見て子どもが感じたかといえますと、推進計画案の大きな冊子の29ページに、市としてプレーパーク事業の推進をしますということで、プレーパークとは何なのかという説明書きがあります。ここで、プレーパーク事業の推進として、子どもが自分の責任で自由に遊ぶを原則に、公園などを活用し、規制を極力排除した子どもの遊び場であるプレーパーク事業などを推進しますというふうに書いてくださっているのです。ここを見た子どもが、自分の責任で自由に遊ぶと書いてあるけれども、自分が遊んでいてだれかにけがをさせてしまったというときに、子どもには責任はとれないけれども、こんなふうに書かれてしまってどうなのだろうと書いてくれているのです。これは本当に正直な気持ちだと思うのです。この責任というのは、子どもがとれる範囲のものもありますけれども、子どもがとれないこともあります。それは、やはり保護者がとっていく責任もあるのではないかと思います。それから、自分の責任で自由に遊ぶという言葉が、今、子どもが勘違いしたみたいにとっても誤解を招きやすい言葉なのです。ですから、この素案では、たくさんのページ数を割けないと思いますのでこのとおりでいいと思うのですが、市としてプレーパークを推進するに当たってパンフレット等を作成される場合には、ここの責任という意味をもうちょっとかみ砕いて、わかりやすく説明をつけていただけないかと思います。ここにある責任というのは、責任をとらされるとかそういうことではなくて、自分が主体的に任せてもらう権利がある、そっちの方に結びつく意味合いの責任ですので、そのあたりを丁寧に説明していただけたらと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

今の点について、何か事務局の方で言うことはありますか。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） まず最初に、アシストセンターの今後の運営やフリースクールということでご意見をいただいております。

アシストセンターを子どもが利用しやすいようにする取り組み、この計画に基づくほかの取り組みももちろんですが、その中で、いろいろ実践をしていく中では、今ご意見をいただいた中には具体的な意見も結構いただいておりますので、そういったものも参考にしながら進めさせていただきます。また、この場でもいろいろなご報告や情報をお知らせする場面も出てきますので、そういった中で、またご意見が具体的にありましたらいただきたいと思います。

また、フリースクールのご案内については、例えばフリースクールの情報をホームページに載せられる、載せられないの議論もあるようですけれども、そういった中で、今、どんな連携なり、具体的な支援のあり方はどうあるべきか、そういったことも含めて札幌市全体で考えているところがございますので、そういったものも踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

また、最後のプレーパークの部分は、確かに、子ども向けの資料にも自分の責任で自由に遊ぶという使い方ができるよという表現があります。そういう意味では、ここはちょっと言葉足らずな部分があるのかなと思います。そういったものも含めて、後ほどご説明しますが、子どもに対してもいろいろな意見の中で主な意見をご紹介します、それに対して札幌市もこう考えていますという資料をつくって学校に配ったりする機会もあると思いますので、そういった中でも少しかみ砕いた表現や誤解を招かないような表現ができるように、その辺は注意していきたいと思っております。

以上です。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、以上で議題の1番目の市民意見募集結果の報告については終了とさせていただきます。

次に、議題の2番目、札幌市子どもの権利委員会の今後の活動についてに移りたいと思います。

この件につきましては、12月の素案の報告会に際しましても若干意見交換を行ったところであります。

まず、事務局の方からこの件について資料5に基づいて説明をしていただき、その後、委員の間で意見交換を行いたいと思います。

事務局の方、説明をよろしくお願いします。

○事務局(伊藤子どもの権利推進担当係長) それでは、資料5に基づきまして簡単にご説明したいと思います。

前回の意見交換会といいますか、報告会の中でも、この後の委員会の活動ということで、年度明けの5月ぐらい、それから、7月ぐらい、あるいは9月、10月ごろということで大体3回ぐらいの会議が考えられるのではないかとということでご案内をしたところがございます。前回の意見交換会の中でも、3回という限られた中で、具体的に広報ということが出ておりましたけれども、そういったところに具体的に絞って取り組みを考えた方がいいのではないかとのご意見も出されたところがございます。

そこで、そういったところを踏まえて、少し具体的なテーマはないだろうかということで考えてみました。

まず、22年度の取り組みの報告ということで1番目に書いてあります。これは、昨年

6月でしたでしょうか、21年度に行った子どもの権利の取り組みを数ページの資料に分けて、取り組みとしてご報告させていただいたことがございました。そうしたことで、22年度が明けて23年度になりましてから、22年度の取り組みの総括、あるいは救済機関の運営の総括も含めて委員の皆様にご報告をしてご意見をいただくことがあるかなと考えております。

それから、2番目として、広報普及のあり方についてということです。子どもの権利の広報普及、理解促進プラス、子どもに対する情報提供のあり方のようなものを少しまとめてみました。

1点目の子どもの権利の日の事業につきましては、前回の意見交換会の中でも具体的に事業として上がっていたところがございます。ここについては、平成22年度はどんなような取り組みをしたかということ、エルプラザにおきまして、午前は主に児童会館の子どもたちが発表をしております。それから、午後につきましては、児童会館の子どもですけれども、そこが地域の中でいろいろな活動をやっているということで、児童会館の中での発表というよりも、地域での活動の報告ということをやっておりました。それに引き続いて、大人向けですが、講演会ということで、「義男の空」をかいたエアードライブという実際に障がいを持ったお子さんを題材にした漫画をかいていらっしゃる方からの講演を行いました。来年度、23年度につきましては、11月20日がちょうど日曜日ということで、恐らくこの日曜日にやることになるのではないかと考えておりますが、仮に、児童会館の子どもたち、あるいは少し広げて生徒会や地域の子どもの会など、子どもたちが何か発表したり、取り組みを報告したり、同じような形でやるとすると、5月ぐらいには内容が決まっていまして、講演をやる場合には講師の方にもお願いをして、発表をする子どもたちにもある程度ピンポイントでお願いをするという状況にならなければいけないと思います。その意味で、この子どもの権利の日の事業だけで3回なら3回やるということになると、それはちょっと現実的ではないので、この事業ということであれば、例えば、年度末あるいは年度初めにかけて札幌市の方でも企画の案を内部で少し練りまして、こんな企画案でということをお示ししたりしながらご意見をいただくということではできないかなと考えております。

それから、2点目の広報手段や手法の検討ということで、この計画の中でも子どもの権利の理解促進ということで、対象あるいは年齢に合わせたいろいろな工夫が必要だということをご意見をいただいております。計画の中にもそんな形で盛り込んでいます。現在は、子どもの権利の日の事業、あるいはパンフレットが中心になっているわけですが、このあたりはどんな工夫が考えられるかということにつきまして、例えば、他都市でつくっている事例とか、子どもの権利だけではなくて、広く子ども向けの啓発の事例なども具体的に示しながら、そういったことについて意見交換をするということも考えられると思っています。

もう一つ、3点目は、子ども向けホームページと書いてあります。こちらは、子どもの

権利だけに限らず、札幌市の市政全般に関することではありますけれども、現在、札幌市のホームページからキッズページという形でポータルサイトにつながるところがありまして、この中で、例えば札幌市のまちづくりとか、地域の歴史、あるいは環境に関すること、雪の暮らしとか、特に子どもにかかわりが深いと思われるような、年齢層とかターゲットはさまざまですが、子ども向けのホームページが作成されております。10数点ぐらいになるのでしょうか、そういったものを少しご紹介しながら、子どもに対する情報提供のあり方にはどういったものがあるのだろうか、そんなようなことのご意見を少しお聞きするというのも考えられるかなというふうに思っております。

また、ここには書いていないのですけれども、子どもの権利の理解促進ということ言えば、昨年6月に21年度の取り組みの中で一覧としてお示ししたり、パンフレットをお渡ししたり、個別にはご説明していると思うのですが、こういった検証的な視点で、どんな対象に、どんなふうに、どういうふうにやっているか、そういうものを一覽的に委員の皆様にご紹介したことは、余りなかったと思います。そういう意味では、そういった資料的な、見て検証的にごらんいただけるようなまとめをしたものを例えば次回のときにお示しすることによって、ご意見の幅も広がってくるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

今、説明していただいたのですけれども、これは、特に前回の委員会におきまして、我々の任期はことしの11月までとなっているわけでありまして、それまでの半年余りの間に3回ぐらいの会議の開催という限られた時間の中では、広報啓発などにポイントを絞って具体的な案を話し合った方がよいのではないかという意見が出されておりました。それを踏まえて、事務局の方で幾つかの項目を上げていただくという形で、今回、事務局の方からこの資料5にあるような内容のものを示していただいたわけです。

それを参考にして、委員の皆様から何かお考えなどがあれば出していただきたいと思いますと思っております。

なお、前回の意見交換の中では、パブリックコメントから何か課題が見つければ、それも題材になるのではないかという話もありました。そういった意味では、前回話題に出ました広報以外にも何かあれば、ここで出していただければと思っております。残された時間の中で、この問題についてご意見を出していただければと思います。

それでは、ご自由にご意見を出してください。

いかがでしょうか。

この資料5に示された以外のことで、もし何か自分の考え方を持っているものがあれば、出していただいても結構です。あくまでここに示されているものは参考でありますから、ご自由に出してください。

C委員、どうぞ。

○C委員 この例に挙げている広報啓発に絞ってはどうかという意見を前回出したのは、たしか私とI委員だったと思います。それは、やはり広報啓発がとても大事なテーマだろうと思ったからです。ただ、一つだけひっかかっているのは、中央区で中学生が自殺した事件がありましたけれども、例えばそういった事実をどういうふうと考えていったらいいのかということや、こういう委員会の場で話し合った方がいいのかどうか、できることなのか、もしかしたら、そういったテーマを話し合う方がいいのかもしれない、もしくは、情報交換のようなことをした方がいいのかもしれないという気持ちもあって、皆様はどのようなテーマをお話しされたいのかをもう一遍伺ってみたいと思っています。

○委員長 今の提案と申しますか、一種の話題提供と申しますか、そういうものは、この中で話す場合に具体的に事件・事故、あるいは何か問題が起こったときに、そういうものについてこの場でみんなの考え方を示していただいて、我々としての認識を共有するということが必要なのではないかと申す意味でおっしゃったのでしょうか。

○C委員 はい。それと、それ以上に子どもの権利委員会として何かできることがあるのかどうか、例えば、意見書をつくるのか、そういったことができる委員会なのかどうか、そのあたりもちょっと不勉強でよくわからないので、この委員会としてできることがどの範囲までなのかということも確認してみたいと思います。

○委員長 ということは、この委員会としては何ができるかということや我々としてもう少し詰めていった方がいいということでしょうか。そういう意味で、先ほどのような例の一つ出していただいたのでしょうか。

○C委員 何ができるかを考えるというよりは、何がこの委員会の中に求められているかということや行政の方にお聞きして、その範囲内でできることがあって、皆様もそのような話をされたいのだったら、話し合ってみてもいいのではないかと申すのです。

○委員長 この委員会の位置づけですか。

どうぞ。

○D委員 私も、子どもの権利委員をやっているということが職場を中心に知れ渡っているものですから、伏見中のことに関しては、やはり聞かれたりすることもあるのです。ですから、私も、今のC委員のご発言と絡めて言えば、私たちの守備範囲というか、どういったものがあるのかということは多少気にしておりました。

後で意見として言おうと思っていたのですが、例えば、アシストセンターが、あそこのご家庭とかご親族に関してその後のフォローというか、ケアというか、もしそういうことをやっていたりしているのであれば、ぜひ伺いたいと思っていました。ちょうどC委員がそういうふうにご発言くださいましたので、私も気にはしていたということは申し上げておきたいと思っています。

○委員長 今の点について、何か行政の方で話ができることはありますか。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） この委員会の位置づけということですが、条例の中では、子どもの権利の保障の状況、つまり札幌市の取り組み、施策が子どもの権

利の推進という観点から見てそれにかなうものになっているか、あるいは施策の進む方向が合っているかどうか、そんなことについてこの権利委員会の中で話し合っていて、それが計画の実践につながったり、次の計画なり、札幌市のとるべき施策の方向性につながったり、位置づけで言えば、そんなことがこの子どもの権利委員会の役割といたしますか、考え方になるのかなと思っております。

○委員長 A委員、何かございますか。

○A委員 例えば、第12回の委員会の予定として、子どもの権利救済機関運営状況についての報告を我々は委員会として受けるわけですから、ここには当然、アシストセンターでどのような案件がどのような形で処理されたかとか、そういうようなご報告を受けるのだと思います。そのときに、私たちも意見なり、本当に子どもの権利が守られる形で公正に機能されているかというところを検証できるのかなというふうに思います。その意味では、報告を受けるということは、それに伴う検証機能も我々委員会にはあるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 救済機関の個々の具体的なケースへの対応や運営の基本的な考え方自体は、まずはその救済機関の中で日々行われるわけですが、それを全体として報告をする中で、例えばこういうような考え方、運営の方針的なものがあるのではないかと。もちろん、それが救済機関に対しての強制力ということではないのでしょけれども、子どもの権利委員会としての考え方として力を入れるべき点なり、そういったことについて意見をいただくということはあるかと思っております。

○A委員 わかりました。

子どもアシストセンターの状況を我々が把握しておくということは、お2人の委員からご意見がありましたようにすごく重要なことなので、その意味では、報告を受けつつ、私たちも配慮していくということですね。それから、C委員のおっしゃった個別的な重要事件、中学校の自殺とか、小学生の自殺とか、そういうことがあったときというのは、多分、ここで議題にするということはちょっと難しいのだと思いますけれども、私たちが子どもの権利に関心を持つ委員会として、その都度、話し合うという程度のことはあってもいいのかなと思います。ただ、それについて、何か役割を具体的に固定して話すという委員会ではないのかなというスタンスではないかと私は推察しています。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○A委員 もう一つよろしいでしょうか。

○委員長 どうぞ。

○A委員 前は欠席して申しわけないのですが、前回の委員会でC委員と小栗委員がこれからの委員会のあり方として広報啓発というところに力を入れていくのがいいのではないかというご意見をおっしゃって、こういう話になっているのだと思いますし、そのところは押さえとしていいのではないかなと思います。ただ、子どもアシストセンターの云々ということと広報啓発云々というところは位相が違うので両輪になってしまいま

すけれども、メインとしては、あと3回の中で広報啓発に力を入れて、そここのところを見ていくという方向性は、私はそれでいいのではないかと感じております。

ただ、案を見ますと、だれに向かってどういう広報啓発をするのか、まだ絞り切れていないと思います。これは、まだ素案の段階で、大人に対してとか、学校に対してとか、いろいろな中間集団をつかまえて広報啓発をしなくてはいけないので、そこら辺がさらに具体的に見えていくと、我々も議論しやすいのかなというふうに感じます。

○委員長 ありがとうございます。

今の点について何かありますか。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 広報の部分につきましては、年度明けの次の会議になると思いますけれども、今、委員の方からもお話がありましたように、だれを対象に、どんなねらいで、どんなことをやっていくか、これは子どもの権利推進課、子ども未来局だけではなくて、教育委員会は教育委員会として子どもたちに授業というか指導の部分も含まれますけれども、あるいは教職員の方に対する理解促進という部分もありますので、そういったものも含めて、対象なり、やり方なりを少し整理したものをお渡しする中でご議論いただくようにしたいと思います。

○委員長 ほかにご意見がございましたらどうぞ。

○D委員 今、係長の方から整理をされるとおっしゃった中で、今回、パブリックコメントでいろいろな意見をいただいた中からも結構生かせるものがあるかなと思うものが二つくらいあったので、意見させていただきます。

資料3の3ページの18番と、6ページの38番です。いずれも子どもの権利条約に関する認識を一般市民の方からいただいたものだと思います。その認識が、18番は「子どもの権利条約はもともと途上国のための条約であり」というお考えが示されていて、38番の方は、「子どもの権利条約は、もともと両親や同級生からのいじめや傷害などから生きる権利を守る必要性から生まれたものであり」というふうにありますけれども、私は、そうかなと思う内容がここに含まれております。結構、典型的な誤解のような気がしますので、こういった誤解を解きほぐすための広報ということが一つ、留意点としてあっていいのではないかというふうに思いました。これが1点目です。

2点目ですけれども、資料4の5ページ目の修正点5のところ、アシストセンターに対してだと思うのですけれども、子どもの方から幾つか意見をいただいています。三つ目の意見で、「電話したところで何が変わるの？というのが正直な感想」と、本当に正直に書いてくれているわけですけれども、これは恐らく、アシストセンターがこんなふうスピーディーに、こんなふうにかかわって、こんなふうの問題を解決したよということになるべく一般化した形で子ども向けの広報に書くことによって、信頼感というか、では、やってみようかなという気にもなると思います。こういった幾つかの意見からも何か引き出せる気がしますので、生かせるところは整理の過程で生かしていただければと思いました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

高校生委員の方から何かないでしょうか。

E委員、いかがですか。

こういうことをやってみたらいいのではないかということがあったら、どうぞ。

○E委員 先ほどC委員が言っていたように、子どもたちの権利が侵害されて起きたような事件や事故などが起こったとき、自殺とか不登校などの問題もありますし、子どもの権利として考えるなら、そういうお話もこの委員会でできたらいいなと私は思いました。

○委員長 ありがとうございます。

F委員、どうですか。

○F委員 少し具体的な意見になってしまうかもしれないのですが、広報の中に、先ほどD委員がおっしゃっていたように、このような悩みがあって、このように解決したよという実質的なものがあったらいいと思います。あと、そういう方がいらっしゃるじゃないですか、ケア……。

○A委員 カウンセラーみたいな方ですね。

○F委員 そうです。スクールカウンセラーとか、カウンセラーの方のコラムとか、そういうものを載せてみると、子どもがそれを読んで何か変わってみたり、私の学校でも、毎週木曜日に来てくれるカウンセラーの方のところに結構いろいろな人が行ってお話を聞いたり、カウンセラーだよりみたいなものが2カ月に一度ぐらいのペースで配付されます。それを余り読んでいない方もいるのですが、読んでみると、すごくいい言葉が書いてあったり、心が落ちつくというか、そういうことを掲示してみたら、読んでくれる子どもたちは変わるのではないかなと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○副委員長 今のF委員のお話は非常にいいご意見だったと思います。子どもの視点で広報といっても、子どもの目に届かなければ広報にはなり得ないわけです。そうすると、子どもの視点で本当に情報が発信できているのか、そこら辺のところをきちんととらえて広報ということを考えた方がいいのだらうと思います。

例えば、子ども向けホームページと言われたときに、この委員会の中で子どもの視点を持ちながらホームページを検討できるのかという不安感もあって、子どもがどう見ているのだらうということをちょっと知りたいなという感じがしました。

○委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

G委員、何かございますか。

○G委員 この委員会に何度か参加させていただいて、その前の権利条例の制定の段階か

らも携わらせていただいて、今も思っているのですけれども、この広報の問題も含めて言うと、なぜ、札幌市が子どもの権利条例をつくったのか、つくりたかったのか、つくる必要があったのか、そこがいまいち伝わらないのです。旭川市や、函館市や、帯広市や、いろいろな市がやっているからうちもやったという話ではなくて、ほかの自治体に先駆けて札幌市がこの条例に取り組む必要がなぜあったのか、なぜそれをやろうと思ったのか、札幌市の主体的な意図みたいなのところがいまいち感じ取れないのです。ですから、権利についての普及啓発は、当然、やることはいいですし、先ほどD委員も言ったけれども、例えば誤った理解の仕方をしている人たちもいるからきちんとしたニュアンスで権利が伝わるということも大事ですけれども、その前に、札幌市はこういうまちづくりをしたいとか、こういうふうに子どもたちを育てていきたいとか、そして、子どもの権利と言うけれども、子どもの権利だけがあるわけではなくて、やはり、その背景には子どもの育ちがあったり、子育てをする家庭があったり、家族があったり、社会があったり、子どもを教育する学校教育現場があったり、すべてが連動して一体となって子どもの育ちを支えていって初めて子どもの権利が実現していくと思うのです。どうもそのところが、札幌市がなぜこれをつくったのか、つくってどうなるのか、例えば、救済機関ができましたとか、児童相談所の将来構想に今取り組まれていますとか、子ども未来プランの5カ年の中でこういう事業をやっていきますということをするのだらうと思えますけれども、それは、権利条例がなくてもやらなければいけないことだらうし、できることだらうと思うのです。あえてそこに権利条例をつけて今取り組んでいることについての札幌市の主体的な意図みたいなのところをもっと前面に出てこないか、広報をしていっても切り売りになっていくような気がするのです。子どもの権利条例をつくりました、こういうことを私たちはやっています、環境を整えていきますと言うけれども、トータルして札幌市が何を目指しているのかというところが全体像して見えてこないのです。広報するのであれば、そこを広報していかなければいけない気がします。

○委員長 ありがとうございます。

かなり大事な問題指摘をされたのではないかと思います。恐らく、ここにおられる委員の皆様方もぐさときたのではないかと思います。

どうぞ。

○D委員 G委員の指摘は、本当にそうだなと思いながら伺ったのですが、G委員は、第1回の検討委員会の方でしたでしょうか、第2回の方でしたでしょうか。

○G委員 1回目です。

○D委員 あのとときの委員長が出前講義をされているときに、私は、話を伺って、当時、こうなるのだというイメージをこんなふうにした記憶があるのですけれども、子どもの権利を保障するためには、子どもにかかわっている大人支援をしなくてはいけないのだということを委員長はその出前講義で強調されていて、私は非常に共鳴したのです。子どもの権利保障というのは、まず、周りの大人を支えないことには保障できないので、そこを

やるのだと私は非常に感動した記憶があります。その結果、例えば教員の数をふやすとか、施設の職員の1人当たりの担当児童生徒数を減らすとか、そういうことをやるのかなと思ったのですが、そこはどうかと思わずずっと思っているのです。G委員は、条例ができてからの審議過程と、そして今というのをどんなふうにお感じになっていらっしゃるのでしょうか。

○G委員 要するに、僕らもそこが期待されるべきところだったと思うし、その中でもう3年、4年経過して行って、何が変わったのだろうということ、表面的な条例はできたし、救済機関もできて、救済機関の先生たちもすごく一生懸命頑張っているし、担当者の方も頑張っているし、子どもの権利推進課も一生懸命頑張って、努力はしてくれていますけれども、全体として何が変わったのかということが余り実感として伝わってこないのです。だから、こういう社会をつくりたい、こういうまちづくりをしたい、こういうふうな自治体を目指したいということとセットで伝わるものとか変わったものとか、僕の中では実感として余り感じないのが事実です。

個別的に、侵害を受けている子どもたちであったり、何か不適切な環境にある子どもたちを救済するというのは当然のことであって、それは別に権利条例がなくてもやらなければいけないことです。そうではなくて、権利条例のイメージとしては、このまちが本当に子どもを大切にし、そして、生き生きと子育てができて、大人も子どもも笑顔で住みやすいまちになっていくというイメージなのです。そこが、何となく切ないものを感じるという話なのです。

○委員長 やはり、基本的には大人も変わっていかなければいけないのですね。そこら辺を忘れて子どもの権利、子どもの権利と言っているのではないかなという感じを私はすごく持っています。

○H委員 いいですか。

考えがなかなかまとまらないのですが、2点お話しします。

1点目は、学校現場の立場から言うと、学校の論理から言うと、子どもの権利を守るためには、教員増、学級定員の縮小、35人学級、30人学級、こういうことが前提になるのかなと思います。ですから、校長仲間で話をして、よく私が言われるのは、子どもの権利もいいけれども、その前に教室にびっしり入っている子どもを何とかしてくれないか、これは自治体でできるはずなのだからということを言われます。今の子どもは、大変大きなストレスを抱えていて、我慢することよりも主張することを教えられています。それ自体は悪いことではないので、主張することはいいのですが、高学年が40人教室に入るとすごいストレスです。これは、入った途端にむっとくるぐらいのものです。その中ですばらしい学級集団をつくるというのは、どちらかというと神わざに近いです。ヨーロッパのテレビを見ていると、子どもを教えている先生が出てくると、私は、本能的に数をかぞえてしまうのです。20人を超えないのですね。世界じゅうでこんなたくさん詰め込んでいるのは、日本と韓国と中国ぐらいです。極東、ファーイーストの地図の端っこにある特殊

な国は、やっぱり価値観がちょっと違うのです。そういう感じが非常にしています。ですから、学校現場でも子どもを守りたいと思って一生懸命やるのですが、そういう制約があるということを教員は常に感じています。それが一つ目です。

二つ目は、子どもの非行の向こうに親の非行があるということは、以前も私は1回言わせていただいたのですが、大変感じております。具体的には余り言えないのですが、子どもの権利を守るために教師の教育権が行使できない場合があります。例えば、子どもが何か道徳的に悪いこと、いけないことをしたときに、道徳の副読本に書いてあるのと同じような価値観で指導したときに、けんかはいけないよとか、例えばこういうときは謝った方がいいよというときに、そんなようなことは家庭でやるので、それ以上はやらないでくれとか、そういうことは放っておいてくれというような保護者が一定程度います。最近はいえつつあります。そういう場合、学校としては、十分話し合うのですけれども、やはりわかり合えないときには、昔の熱血教師のようにぐっと体を張って何とかするということが難しい状況にあります。

そういう状況のときに、私の個人的な意見ですけれども、大人を教育する機関というと非常に上から目線ですが、先ほどD委員がおっしゃっていたように、大人支援というような優しい言葉で言うと、そういう観点から子どもの権利を考えることがとても重要になるかと思えます。子どもを救おう、救おうと思っても、大人が変わらなければ、そういう機関がいろいろ頑張っても救えない状況というのを学校現場でたくさん見ております。ですから、子どもの権利を守るということを前面に出してやっていくことはとても大事なことでけれども、大人を何とかするということが大きなことではないか、子どもと日々接しながらそんなことを考えています。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

今の話からもわかってくるのですけれども、広報という場合、とかく、子どもの権利ということからすると、子ども向けということを考えがちですが、それだけでは済まないだろうと。当然、広報ということで考えていった場合には、大人に対してもしっかりと子どもの権利に関しての広報活動を展開していくことが求められるのだらうと思われま。ですから、そういうものをどういうふうにしていったらいいのだらうかということもここでしっかり話をしていかなければならないと私は思います。

○G委員 ですから、いつも思うのですけれども、子どもの権利というと、大人の権利と子どもの権利が対峙するようなイメージでとらえる方がいらっしゃるのですけれども、そうではなくて、子どもの権利が守られるということは、つまり、大人である自分たちも守られているのだという、その連動性のところが伝わるような表現をしていかないと、そこだけを取り上げて子どもの権利だけを何か広報していても、余り伝わらないというか、変化にならないような気がします。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

ここは別に結論を出す場ではありませんので、ふだん思っていること、感じていること、そういったものをどんどん出していただければと思います。

どうぞ。

○副委員長 多分、権利の問題とか、親の支援とか、そういうものは、ある意味、当然というか、なくてはならないもの、当たり前のもという私の発想が悪いのかもしれないですが、それは当然の話だと。それは、市の施策全体で当然に行われるべきもので、その中には子どもの権利も当然含まれるとは思っています。ただ、今、子どもの権利に光を当てて、そこを何とか保護していくのだという視点を持つてはいないかというのが、ある意味、子どもの権利を問題にするときの視点ではないのかという感じもしています。大人の権利もそう、子どもの権利もそうというところで、G委員のおっしゃるとおり、子どもの権利を守るためには大人の権利もというのは当然のことですが、啓発をするときに、やはり、子どもの権利にかかわって大人の権利というそのころの視点、子どもの権利が一番重要なのだという視点はあった方がいいのかなという感じはしました。やはり、最後は市政全体でどのように取り組むかという問題になるのかなという感じがしました。

○委員長 子どもの権利ということを考える場合に大事なことは、権利の侵害というのはどうしても強い者が弱い者の権利を侵害する、こういうふうを考えていかななくてはならないと思うのです。そうすると、強い者、弱い者ということ考えると、大人と子どもの関係がどうしても出てきてしまうと思うのです。そういうことで、大人が権利侵害の加害者になりやすいのです。やはり、これをしっかり押さえておくことがすごく大事だろうと思うのです。特に、大人の人に対しては、そういう意識をどこか飛ばしたところで子どもの権利保障ということを言いがちになりますので、そのあたりは特に気をつけていかななくてはならないと思います。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

ございませんでしょうか。

よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、ちょっとだけ私から言わせていただきたいことがあるのですが、よろしいですか。

それは、先ほどのC委員の発言との関係なのですけれども、C委員の発言の中で、行政側からの問題提起を待って、我々がそれに対して意見を述べるというようなことをおっしゃっていたのですけれども、この委員会というのは、必ずしも待つだけではなくて、こちら側から主体的にやっていくということが大事ではないかと思うのです。そういった意味では、委員の間で問題提起をして、その点について話をしていくということも、当然、我々としては考えながらこの委員会を運営していきたいと私は考えておりますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 ありがとうございます。

それでは、特に皆さん方がないようでしたら、この2番目の議題についてはこの辺で終わりにしたいと思います。

どうぞ。

○事務局(大谷内子ども育成部長) 事務局から1点お伺いしたい点がございます。

議題(2)が今後の活動ということで、今、熱心なご議論をいただいたところですが、少しかかわるような話で、委員長にもご相談なくお話しさせていただくのですが、この委員会の運営のあり方について、皆さんに特段のご意見がおありかどうかということです。委員会の運営というふうに言った場合、大変失礼ながら、委員長の議事の運営ということに話が向きそうですけれども、私の今の問いかけはそういうことではなくて、事務局がこの委員会を運営することについて何かご意見がおありでしょうかということをご皆さんに伺いたいということでございます。数分の時間をいただきまして、そこら辺を伺っていただきたいと思います。

○委員長 今、事務局から、皆さん方の意見があったら出していただきたいということです。

どうぞ。

○G委員 僕は、先ほどから言っているスタンスと全然変わらず、ずっと思っています。ですから、札幌市行政が子どもの権利条例を策定して運営していく上で、それがきちんと市民にとってプラスになるような条例として運営されているのかどうかということをチェックするのがこの機関だと思っていますし、余り実感として伝わってこないものがあれば、それに対して意見を言わせていただく、提案させていただくというのがいいと思っております。

一つ一つの痛ましい事件の事案について検証するというのは別の審議会などでもやっているんで、それよりはもっと広い視野の中で、もっとこんなまちづくりとか、こんな形で子どもたちの幸せをととか、子育てに携わる多くの人たちの現状について考えるということをしていくことがいいと思います。

○事務局(大谷内子ども育成部長) ありがとうございます。

先ほどもお伺いしたのですが、今のようなご意見をいただきましたので、この委員会の意見、方向性をそういうまとめで我々は事務局として発信していくことができると思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかの皆さん方はどうですか。こういうふうにしていったらいいのではないかとということがありましたらどうぞ。

(「なし」と発言する者あり)

○事務局(大谷内子ども育成部長) それでは、また別の機会にご意見をいただきたいと

思います。

○委員長 それでは、議題についてはこの辺で終わりにいたしますが、次回は新年度に入ってからということになります。資料5によりますと、平成22年度の活動の報告などを控えているようですけれども、ただいまの意見なども踏まえまして、次回の議題については事務局の方で少し検討していただきたいというふうに思います。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 次の委員会は4月か5月を予定しておりますので、ゴールデンウィーク前後のあたりで考えておりますので、日程については改めて調整させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○委員長 それでは、本日の委員会はこの辺で終了といたします。

どうもありがとうございました。

以 上